

「児童・少年の健全育成」助成金の申請にあたっての留意事項

【申請書提出方法】

①郵送の場合

宛先：〒640-8585（専用郵便番号のため住所記載は不要）

和歌山県 共生社会推進部 こども家庭局 こども未来課 ニッセイ財団申請担当者宛

②メール

タイトル：『ニッセイ財団 2026 年度「児童・少年の健全育成助成」申請書の提出について』

宛先：e1103001@pref.wakayama.lg.jp

※なお、到着確認のため送付いただいた後に送付した旨を連絡くださいますようお願いいたします。

電話番号：073-441-2500 月曜日～金曜日の平日 9:00～17:00

【提出書類】

①申請書

②団体の活動がわかる資料

- ・令和6年度会計決算報告、事業報告【任意様式】
- ・令和7年度予算書、事業計画、事業報告（申請日時点までのもの）【任意様式】
- ・団体規約又は会則

③地域活動報告書

④提出書類チェックシート

※その他団体についての資料等があればご提出ください。

①、③、④は、和歌山県ホームページからダウンロードしてください。

【締め切り】

令和7年11月6日（木）17時（必着）

※申請に際し、ご不明点等がありましたら和歌山県こども未来課あてお問い合わせいただきますようお願いいたします。

【注意事項】

- ・申請書の作成にあたっては、申請書裏面の「記入上の注意事項」を御確認ください。
- ・申請用紙に記入して作成される場合は、黒インクまたは黒ボールペンにて作成してください。（消せるボールペンで記入しないでください。）
- ・申請者多数等により、本県からニッセイ財団あて推薦を行う際、助成申請額の一部を減額して推薦を行うことがあります。ご了承ください。

(1) 助成対象団体であるかを確認する項目について

申請書の各項目では、次のことを確認しています。

1. 申請書「6. 団体の構成員」

- ・助成基準の対象団体②「常時10名以上の構成員がいる団体」、③「構成員の半数以上が18歳未満の児童・少年である団体」であるかどうかを確認する項目です。
- ・「～小学生」「中学生」「高校生」の小計を18歳未満の人数、「指導者」「その他」の人を18歳以上の人数としてカウントします。
- ・子育て支援活動、療育支援活動、フリースクール活動の場合は、一か月あたりの延べ人数をご記入ください。

2. 申請書「9. 日常活動の場所・曜日」、申請書「10-(b) 活動実績（月別実施状況等）」

- ・助成基準の対象団体④「少なくとも月1回以上を目処として定例活動を行っている団体」であるかどうかを確認する項目です。

(2) 助成物品について

1. 申請書「11. 助成物品」の記入

複数の助成物品を希望する場合は、**助成を希望する順（優先順位）**を記入してください。

記入例

11.	助成物品の名称	野球道具一式
具体的助成物品・内訳（物品名・単価・数量・金額を記入）		
優先順位 1	ボール（名入含む）	900円×120球＝108,000円
2	バット	30,000円×10本＝300,000円
①物品購入総額		②助成申請額 ※万円単位（万円未満切上）
408,000円		41万円（最大は60万円）

2. 助成対象とならない物品

申請要項にも記載のあるとおり、下記の物品は対象外となります。

- ①単価が少額なもので、団体の規模・活動内容等からみて申請数量が過剰と判断される物品
- ②使い捨てや消費物品等、消耗品の色彩が強い物品
- ③個人所有もしくはその色彩が強い物品
- ④見栄えがいい等の理由で揃えるパフォーマンス性の高い物品
- ⑤助成効果が間接的な物品

例：会員募集、イベント告知、会報作成のためのパソコン、
スポーツ指導のためのビデオカメラ

- ・日常活動で使用しない物品
- ・人件費、運営費、管理費、リース料、修理費等

※助成対象は対象活動を継続的に展開するにあたって、その活動になくてはならない直接活用物品で、子どもたち自らが主体的・継続的に共有して活用する物品です。

ただし、上記に準じ、対象活動を安全・円滑に実施するために必要な物品も対象とします。

3. その他

主な活動場所が公民館や学校など公共施設である団体で、公共施設にある倉庫等、当該施設内で助成により購入した物品の管理を予定している場合は、事前に施設管理者の許可を得てください。

また、倉庫等で保管する際は、施錠するなどして管理してください。